

民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する 「実証実験」の考え方(案)に対する意見及びこれに対する考え方(概要)

2020年(令和2年)12月
総務省 情報流通行政局 地上放送課

1. 実施期間

2020年(令和2年)10月22日(木)～11月20日(金)

2. 意見提出者(提出順)

合計68件

【放送事業者等: 56件】

(株)熊本放送
北陸放送(株)
(株)STVラジオ
(株)南日本放送
(一社)日本民間放送連盟
東北放送(株)
南海放送(株)
青森放送(株)
(株)ベイエフエム
(株)エフエム愛知
(株)エフエム大阪
(株)エフエム東京
琉球放送(株)
RKB毎日放送(株)
西日本放送(株)

(株)山陰放送
長崎放送(株)
大阪放送(株)
朝日放送ラジオ(株)
信越放送(株)
(株)ニッポン放送
横浜エフエム放送(株)
(株)エフエムラジオ新潟
山形放送(株)
(株)アイビーシー岩手放送
(株)文化放送
静岡放送(株)
(株)エフエムナックファイブ
四国放送(株)
(株)アール・エフ・ラジオ日本

(株)FM802
山口放送(株)
(株)TBSラジオ
札幌テレビ放送(株)
九州朝日放送(株)
(株)ラジオ沖縄
(株)和歌山放送
(株)宮崎放送
(株)新潟放送
(株)高知放送
(株)岐阜放送
(株)エフエム高知
静岡エフエム放送(株)
(株)J-WAVE
(株)ラジオ関西

(株)TBSホールディングス
(株)CBCラジオ
(株)秋田放送
(株)大分放送
(株)毎日放送
福井放送(株)
北日本放送(株)
(株)京都放送
(株)ラジオ福島
(株)中国放送
デジタルコミュニティ放送協議会

【個人: 12件】

No.	提出された主な意見	考え方
4. 「実証実験」の実施に係る要件と制度的な考え方の整理		
1 (4-6)	<p><u>実証実験を希望する局において、段階的に停波する時間帯の変更や、時間を増やす方法で実施できないかを要望</u> 【(株)宮崎放送】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「②期間」における「その期間中はAM放送を停波」は、期間中ずっと停波する意味にも解釈できることから、段階的減力等の柔軟な停波も可能とするため、「その期間中にAM放送を停波」に修正いたします。 ○ なお、御意見にありました期間中に停波と再開を繰り返す方法については、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。
2 (4-8)	<p><u>「ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考え方に賛同</u> 【(株)熊本放送、(株)南日本放送、青森放送(株)、琉球放送(株)、西日本放送(株)、大阪放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、(株)TBSラジオ、(株)和歌山放送、(株)岐阜放送、(株)TBSホールディングス、(株)CBCラジオ、(株)毎日放送、(株)ラジオ福島、(株)中国放送】 (反対 個人1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に賛同の御意見として承ります。
3 (4-10)	<p><u>世帯カバー率について、地域ごとの地形的事情に応じた柔軟な対応を要望</u> 【北陸放送(株)、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、(一社)日本民間放送連盟、東北放送(株)、青森放送(株)、西日本放送(株)、(株)山陰放送、長崎放送(株)、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)アイビーシー岩手放送、(株)文化放送、静岡放送(株)、(株)アール・エフ・ラジオ日本、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、(株)ラジオ沖縄、(株)和歌山放送、(株)高知放送、(株)TBSホールディングス、(株)大分放送、(株)毎日放送、福井放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域毎の地形的事情を配慮するため、「約90%を概ね満たすこと」を要件としており、実証実験の実施に当たっては、各社の事情等を考慮して柔軟に対応させていただきます。
4 (4-11)	<p><u>将来的な通信技術の革新により輻輳・遅延が払拭された場合、radikoなどのインターネット配信による代替が適切に見直されることを要望</u> 【(株)熊本放送、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、東北放送(株)、南海放送(株)、青森放送(株)、西日本放送(株)、(株)山陰放送、長崎放送(株)、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)文化放送、静岡放送(株)、(株)エフエムナックファイブ、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、(株)和歌山放送、(株)宮崎放送、(株)岐阜放送、(株)TBSホールディングス、(株)CBCラジオ、(株)秋田放送、(株)大分放送、(株)毎日放送、福井放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島、(株)中国放送】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。

No.	提出された主な意見	考え方
5 (4-12)	<p><u>radiko等のインターネット配信を電波カバーの補完的な役割としては認めるべき</u> 【(株)高知放送】</p>	<p>○ インターネット配信サービスによる代替が難聴対策に貢献していることは承知しておりますが、現在の技術では輻輳・遅延等が避けられず、放送波と同等の品質の確保が保証されないことから、世帯カバーの対象外が適当と考えます。</p>
6 (4-15)	<p><u>既存FMラジオ放送事業者についても、放送品質が確保されるケーブルテレビでの再放送を、「世帯カバー率」の対象とできるように明示されることを要望</u> 【(株)エフエム大阪、(株)エフエム東京、(株)エフエム高知】</p>	<p>○ ケーブルテレビによる再放送を世帯カバーの対象とする考えは、FM転換移行期の暫定的措置であり、なるべく早期にFM局のみで放送対象地域をカバーするよう取組が進められることを想定しています。</p>
7 (4-17)	<p><u>トンネル内再送信について、総務省から国土交通省、地方自治体、道路管理者へ働きかけを要望</u> 【(株)熊本放送、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、東北放送(株)、南海放送(株)、青森放送(株)、西日本放送(株)、長崎放送(株)、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)アイビーシー岩手放送、(株)文化放送、静岡放送(株)、四国放送(株)、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、(株)和歌山放送、(株)宮崎放送、(株)高知放送、(株)CBCラジオ、(株)大分放送、(株)毎日放送、福井放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島、(株)中国放送】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
8 (4-18)	<p><u>対応受信機の普及及び社会全体の周知について、放送事業者と連携して周知広報を継続的に実施することを要望</u> 【(株)熊本放送、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、(一社)日本民間放送連盟、東北放送(株)、南海放送(株)、青森放送(株)、琉球放送(株)、西日本放送(株)、大阪放送(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)アイビーシー岩手放送、(株)文化放送、静岡放送(株)、(株)オール・エフ・ラジオ日本、(株)FM802、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、九州朝日放送(株)、(株)ラジオ沖縄、(株)宮崎放送、(株)岐阜放送、(株)TBSホールディングス、(株)CBCラジオ、(株)毎日放送、福井放送(株)、北日本放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島、(株)中国放送、個人1件】</p>	<p>○ 総務省では、平成29年度よりワイドFMの周知広報を継続して実施しており、今後も引き続きワイドFMの普及促進に取り組んでまいります。</p>

No.	提出された主な意見	考え方
9 (4-20)	<p>地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、空中線電力の増力を要望 【(株)南日本放送、東北放送(株)、青森放送(株)、RKB毎日放送(株)、西日本放送(株)、長崎放送(株)、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、(株)ニッポン放送、(株)アイビシー岩手放送、(株)文化放送、静岡放送(株)、(株)アール・エフ・ラジオ日本、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、九州朝日放送(株)、(株)新潟放送、(株)CBCラジオ、(株)毎日放送、(株)京都放送、(株)ラジオ福島、個人1件】</p>	<p>○ 「主たるFM補完中継局」については、空中線電力が大きく、既存の地上FM放送事業者も含めて、親局・中継局の置局の抜本的な見直しにもつながりかねないことから、増力を認めないとするのが適当であると考えます。</p> <p>○ 一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
10 (4-21)	<p>同期放送は可能な限り導入することが望ましいという考えに賛同し、導入促進に向けた支援を要望 【(株)南日本放送、(一社)日本民間放送連盟、青森放送(株)、RKB毎日放送(株)、西日本放送(株)、長崎放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)文化放送、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、九州朝日放送(株)、(株)岐阜放送、福井放送(株)、(株)中国放送】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
11 (4-24)	<p>地域の周波数事情において可能であれば90MHz以下の周波数の割当てを要望 【信越放送(株)】</p>	<p>○ AMラジオ放送事業者による90MHz以下の周波数の利用については、既存FMラジオ放送事業者及びコミュニティ放送局等への影響を考慮し、基幹放送用周波数使用計画第1の5に基づく災害対策、外国波による混信対策又は地形的・地理的原因による受信障害対策を目的とした場合に限り、引き続き割当てを可能といたします。</p>
12 (4-29)	<p>新設制度案b及び/又はcに賛同 【(株)熊本放送、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、青森放送(株)、RKB毎日放送(株)、西日本放送(株)、(株)山陰放送、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)文化放送、静岡放送(株)、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、(株)ラジオ沖縄、(株)和歌山放送、(株)高知放送、(株)岐阜放送、(株)CBCラジオ、(株)毎日放送、福井放送(株)、北日本放送(株)、(株)京都放送、(株)中国放送】</p>	<p>○ 基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

No.	提出された主な意見	考え方
13 (4-31)	<p>元AM親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間などの緩和を要望 【(株)熊本放送、(株)STVラジオ、東北放送(株)、南海放送(株)、青森放送(株)、RKB毎日放送(株)、西日本放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)アイビーシー岩手放送、(株)文化放送、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、九州朝日放送(株)、(株)和歌山放送、(株)高知放送、(株)岐阜放送、(株)毎日放送、福井放送(株)、北日本放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島、(株)中国放送】</p>	<p>○ 元AM親局に対する重大事故報告義務及び無線局定期検査等については、その制度の趣旨や元AM親局のみでカバーしている世帯数等も踏まえて今後検討する予定です。</p>
14 (4-33)	<p>AM親局の運用を継続する場合は親局をFMに転換するのではなく、AM放送事業者として継続を要望 【(株)エフエム愛知、(株)エフエム大阪、(株)エフエム東京、(株)エフエム新潟、(株)エフエム高知、静岡エフエム放送(株)】</p>	<p>○ 広範囲なAM親局の放送区域全域をFM局でカバーするには、置局等に莫大な費用・時間が必要となることを考慮し、FM転換後も短期間は元AM親局の運用継続を認めることがFM転換の趣旨も踏まえ適当と考えます。</p> <p>○ 一方で、元AM親局を継続運用する場合でも、なるべく早期にFM局のみで放送対象地域をカバーするよう取組が進められることを想定しています。</p>
15 (4-34)	<p>放送対象地域の在り方に関しては公平な競争環境が確保される制度整備を要望 【(株)ベイエフエム、横浜エフエム放送(株)、(株)エフエムナックファイブ、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)FM802、静岡エフエム放送(株)、(株)J-WAVE】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p> <p>○ なお、既存の民間FM放送事業者内の考え方の集約に当たっては、まずは既存の民間FM放送事業者が主導して実施いただきたく存じます。</p>
16 (4-35)	<p>公職選挙法の改正を要望 【南海放送(株)、(株)アイビーシー岩手放送、四国放送(株)、個人1件】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>

No.	提出された主な意見	考え方
17 (4-36)	<p><u>「中波放送のみが対象とされており、超短波放送は対象とされていない…」に修正を要望</u> 【(株)エフエム愛知】</p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、「FM放送」を「FM放送(超短波放送)」に修正いたします。</p>
18 (4-37)	<p><u>国による財政支援の要望(コールセンターの設置・運営、AM局の撤去、FM局の置局)</u> 【(株)熊本放送、北陸放送(株)、(株)STVラジオ、(株)南日本放送、東北放送(株)、南海放送(株)、青森放送(株)、RKB毎日放送(株)、西日本放送(株)、(株)山陰放送、長崎放送(株)、大阪放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、信越放送(株)、(株)ニッポン放送、山形放送(株)、(株)文化放送、(株)アール・エフ・ラジオ日本、山口放送(株)、(株)TBSラジオ、札幌テレビ放送(株)、九州朝日放送(株)、(株)ラジオ沖縄、(株)和歌山放送、(株)宮崎放送、(株)高知放送、(株)岐阜放送、(株)ラジオ関西、(株)CBCラジオ、(株)毎日放送、福井放送(株)、北日本放送(株)、(株)京都放送、(株)ラジオ福島】</p>	<p>○ 基本方針b)に記載のとおり、FM転換等は民間AMラジオ放送事業者各社の経営判断によって行われるものであり、また既存の民間FMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、国による財政支援は想定していません。</p> <p>○ 一方、現在の「民放ラジオ難聴解消支援事業」等によるFM補完中継局の整備費用等の一部補助については、各補助事業の趣旨等に合致している場合、引き続き申請いただくことは可能です。</p> <p>○ また、2023年及び2025年の先行停波は、総務省の実証事業として実施することから、総務省において、聴取者保護の観点より、例えば、実証事業に関する問い合わせ等に対応する共通コールセンターの設置を検討しています。</p>
19 (4-38)	<p><u>民放ラジオ難聴解消支援事業の適用除外を要望</u> 【(株)エフエム愛知、(株)エフエム大阪、(株)エフエム東京、(株)エフエムラジオ新潟、(株)エフエム高知、静岡エフエム放送(株)】</p>	<p>○ 「民放ラジオ難聴解消支援事業」等によるFM補完中継局の整備費用等の一部補助については、各補助事業の趣旨等を踏まえ、既存の民間FMラジオ放送事業者との公平な競争環境の確保にも配慮し、引き続き適切に実施いたします。</p>